

平成29年度 事業計画

はじめに

平成28年までの2年間の事業実績を踏まえて平成29年度事業計画を示したい。方針は変わるものでなく、28年度の事業計画冒頭で述べたことを踏まえて今年度も継続して行う。

とくに事業部と企画部の委員会を再編したので、今年度を、新しい委員会で新たな使命を意識して「本来業務を確立」し、同時に我々司法書士が真に「国民に身近な法律家」であることを、当会の次世代会員に引き継いでゆく事業の開始としたい。

この事業の脇を固めるべく、国民の制度への信頼性確保のためにまず総務部の充実を図って苦情対応と不祥事防止対策に寄与する。

組織の根幹である経理部と事務局体制の充実については、会員の負担を考慮しつつ会館の将来の在り方を前提とした会計と、事業執行に関わる会員のこれまでの「日当」につき、今後「報酬」とすべきかの考慮、検討を行うべきと考える。全会員への情報伝達方法について事務局から発信する「やまゆり」と「かなしほ」のメール是非を含めた見直しを引き続き行うとともに、事務局職員の事務遂行の在り方検討は昨今の残業負担軽減が社会的課題となっているのであるから必須の事業となる。

当会事業の社会への発信の役割を担う広報部も事業内容を刷新することとした。FM広報は撤退し、各地行政へのアピールを強化して行政職員へ司法書士の職務内容を知ってもらい地元の司法書士会員へ業務を繋ぐこととする。広報事業としてはシンポジウムや公開講座も行政窓口を利用して共催後援を得ながら開催することを、少なくとも1度は行う。

研修部は昨年同様に幾つかの「ミッション」を携えて会員に対し登記はもちろんのこと訴訟実務を踏まえた実践的な研修テーマ、31条業務関連の研修テーマ、本会会館近くから同時配信を利用して地元に住ながら会得できる機会を積極的に用意する。なお、事業部と企画部各委員会事業推進には会員への事業周知と理解と研修が必要であるため、研修部とは別の「研修」が必要であり、これを検討する。

そして、事業部・企画部・研修部すべての事業について、今年度は司法書士の裁判実務を充実させることを主眼に置いた事業展開を行う。

簡裁代理権と裁判書類作成本人訴訟支援が活用されなければ「司法書士」制度の根幹が崩れることとなる。一度失えば二度と戻らないのであるから、次世代のために我々が動かなければならない。

以上の展開が司法書士のステイタス確立でもある。

重点事業

1 司法書士本来の業務の確立

(1) 不動産登記と商業登記業務の確立

- (2) 法定相続情報証明制度と完全オンライン制度を取り込んだ司法書士業務の確立
- (3) 簡裁訴訟実務及び本人支援型訴訟書類起案実務の推進
- (4) 訴訟実務及び民事調停業務関与の推進
- 2 国民の制度への信頼性確保
 - (1) 総務部の充実を図り苦情対応と不祥事防止対策への寄与
 - (2) 業務不当誘致の排除及び業務適正化に向けた取組
 - (3) 非司法書士排除活動に関する事業
- 3 経理部と事務局体制の充実
 - (1) 会館の将来の在り方の構築
 - (2) 事業執行に関わる会員の「日当」「報酬」如何
 - (3) 情報伝達方法についての見直し
 - (4) 事務局職員の事務遂行の在り方検討
- 4 司法書士業務確立のための広報
 - (1) 各地行政への司法書士業務のアピールを強化
 - (2) シンポジウムの開催
- 5 新たな業務の構築へ向けた取組
 - (1) 信託等の新たな業務推進に向けた研修の充実
 - (2) 31条業務の研修の充実
 - (3) 研修所設置の具体化（企画、法務総合事業対応の研修充実）
- 6 社会問題への取組
関係機関・他業種との連携を見据えた社会問題への取組
- 7 会員の指導及び情報提供に関する事項
職能倫理の徹底に向けた指導

一般事業

- 1 国民に対する法的サービスの充実
 - (1) 司法書士相談事業
 - (2) 法教育及び消費者教育推進事業
 - (3) 交通事故（保険契約を含む）紛争解決に向けた試み
 - (4) 労働問題・人権問題・生活再建・消費者被害の各対策事業
 - (5) 民事法律扶助及び法テラス関与推進に関する事業
- 2 会員の登録・届出及び会員への危機管理含む情報提供
- 3 業務関係法規・業務改善に関する調査と研究
- 4 広報活動事業
 - (1) 司法書士制度の広報

- (2) 当会事業の広報
- 5 研修事業
 - (1) 重点事業実現のための研修
 - (2) 新人研修における倫理、人権意識向上に向けた研修の実施
 - (3) 特別研修への協力
- 6 調停センター事業
 - 神奈川県司法書士会調停センターの運営
- 7 会員の懲戒に関する事項
 - 綱紀調査・注意勧告・量定の適正な運用
- 8 法テラスに関する事業
 - 法テラス神奈川の本所・支部への関与推進
- 9 会員の福利厚生事業
- 10 本会・支部・会員についての情報公開事業
 - (1) 事業計画・財務内容・会員情報等の適正公開と支部情報公開の検討
 - (2) HPの適正な管理運営
- 11 その他司法書士会の目的達成に必要な事項
 - (1) 政治連盟・協同組合・成年後見リーガルサポート神奈川支部・公共嘱託登記司法書士協会等関連団体との関係強化
 - (2) 会館管理運営改善
 - (3) 新年賀詞交換会を見直して開催

<国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業>

本事業は、神奈川県司法書士会会則第3条第5号（相談事業については同条第6号）の規定に基づいて行われるものである。国民の権利の擁護と公正な社会の実現の達成に努め、関係機関や他業種との更なる連携を進めつつ社会のニーズに沿った活動を今年度も展開し、法律専門職としての使命を果たしていく。

特に、司法書士制度の趣旨及び意義はもとより、利用者たる国民の視点から、利用者の利便及びその権利保護の要請等を踏まえて、法的需要を充足させることが求められている。後に述べる簡裁訴訟等代理関係業務（司法書士法第3条第2項に規定する簡裁訴訟等代理関係業務をいう。以下同じ）についても、必ずしも司法書士に対して未来永劫付与されていることを保証したものではなく、我々の不断の努力により保持することが認められたにすぎない。以上の認識を会員各位が共有できるよう、事業を展開していく。

1. 司法書士相談事業（相談事業運営委員会）

- (1) 毎年開催している定例相談会のうち、10月に行っている「法の日法律相談会」「横浜駅前法律相談会」「司法書士・弁護士・税理士三合同法律相談

会」については、今年度も引き続き実施する。テレホン相談についても引き続き実施するが、新たに、これまで労働問題対策委員会所管事業であった常設労働電話相談及び前年度途中より開設された相続登記ホットラインについては、今年度より当委員会所管事業として実施することとする。

上記定例相談会以外に、今年度も2～3回のスポット相談会を開催する。これらの相談会をより多くの国民に利用してもらえるよう、開催場所の選定や開催方法、テーマの選択、国民に周知させるための広報活動について、広報部とより連携を深めながら検討、進めていくこととする。更に、当会における相談事業は、原則として会員全員に相談員として協力することを求めているが、同事業を円滑に遂行し、国民からの信頼を厚くしていくため、継続的かつ安定的な運用方法を確立するべく、委員会にて引き続き相談事業の体制の在り方を協議をしていく。

(2) 前年度、スポット相談会を中心に日本司法支援センター（以下「法テラス」という）との連携強化に向けて法テラス対策委員会と協議した結果、現在、相談会場が法テラスの指定相談場所（日本司法支援センター業務方法書第5条第6号に規定する指定相談場所をいう。以下同じ）となっている当委員会所管の相談会（定例、スポットを問わず）について、対象となる相談には相談員が法テラスの相談援助を利用できるよう、派遣する相談員を法テラス契約司法書士（日本司法支援センター業務方法書第5条第9号に規定するセンター相談登録司法書士及び同条第12号に規定する事務所相談登録司法書士をいう。以下同じ）とすることとする。

また、今後、当委員会が所管する各相談会で、会場が法テラスの指定相談場所となっていないものについても、可能な限り法テラスの指定を受けられるよう、相談員を公募する際、法テラス契約司法書士を優先的に選定する旨を明記する等、法テラス利用促進に向けた対策を採ることとする。

(3) 各自治体における定期相談会（川崎県民センターを除く）を今年度も引き続き開催し、司法過疎地域を含む県内各地域の市民に対し、幅広く法的サービスを提供する。

(4) 行政、日本司法書士連合会（以下「連合会」という）等からの緊急相談会の開催要請などを受けた際には、幅広い国民のニーズを踏まえ、これに応えられるように積極的な相談会の運営を企画していく。

この目的を達成するため、部内の他の委員会との協力関係を強固なものとする。

(5) 前年度より、当委員会の事業として対応している神奈川県弁護士会との協議会についても引き続き実施する。これまでの協議会の成果としては、合同企画として2度合同講演会を開催しているが、今年度も、協議会の主たる目的でもある両会会員間における情報交換、親睦交流等の機会となる合同企画等の実施に向け協議会を通じて検討・協議を行う。

(6) 安定した相談件数を維持している「当番司法書士事業」の運営を適正に図るため、例年、年度後半に実施している相談員追加の公募及び応募者向けガイダンスを今年度も同様に実施して相談員の増加を図る。

また、必要に応じて当番司法書士向け研修会（指定研修会）を実施し、相談員の質の向上及び能力担保を図る。

(7) 現在川崎支部に委託している川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における相談活動をバックアップするほか、神奈川県労働者福祉協議会からの要請を受けて県下4支部（横浜・川崎・平塚・厚木）において事前登録した会員事務所に相談者が赴くことによる個別相談事業（ライフサポート相談）については、今年度から消費者問題等対策委員会から当委員会に移管されることとなったことに伴い、同相談活動をバックアップしていく。その他、外部団体等から相談員の派遣要請があれば、随時これに応え、国民に対する法的サービスの拡充を推し進めていく。

2. 社会問題対策事業（社会問題対策委員会）

当会は、社会に対する責任を果たすため、これまでの人権委員会及び貧困問題対策委員会を改編することとし、以下のとおり、ワーキングチームを組成し、事業を展開することとした。なお、社会貢献活動については、基本的に当委員会を中心に扱うものとする。

(1) 自死・医療現場問題ワーキングチーム

当会の自死問題対策は、深刻な悩みを抱えた相談者に適切な支援をすべく、ゲートキーパーとして役割を適切に担える人材（会員）の養成に関する事業を継続的に行い、行政機関や他の民間団体との連携を深めていくことの重要性を認識し、他専門職種との顔の見える関係の構築に力を注いだ活動を行っていく。

1) 医療機関への出張法律相談事業

今年度も入院患者等に対して適切な時期に法的な介入を行うことを目的とする「医療機関へのお出張法律相談事業（ベッドサイド法律相談事業）」の更なる拡充を目指した活動を行う。

①医療機関関係者との連携の強化

まず第一に、自殺企図を始め、様々な理由で医療機関に身を置くことになった入院患者等が抱える法的トラブルに対して、司法書士がそれらを解決する役割を担える存在であることを、医療機関関係者、地域住民に継続的に周知していく必要がある。特に医療機関において相談・調整の役割を担う医療ソーシャルワーカー（MSW）との連携は欠かせないから、今年度より「MSW等医療機関関係者向けの勉強会」開催に向けた事業を実施する。

②支援の継続のための地域連携

今後は県内各地域での相談機会が増えることが想定され、地域性を意識した事業を行うべきであり、そのために地域ごとの会員の派遣を可能とすべく、支部単位での研修会の企画や相談員名簿の整備を行う。また、

患者が地域に戻った際にも、必要に応じた支援が継続的にできるような態勢の確保、地域内の専門職間の連携体制の構築を目的とした活動も視野に入れる。

③ゲートキーパーとしての資質向上

本事業拡充には、県内各地域の司法書士が自死問題や精神疾患・障碍特性等に関する理解を深めること、及び適切な支援をするために必要な援助技術、地域連携の方法を習得することが不可欠である。

我々司法書士が、自死対策におけるゲートキーパーとして十分な役割を担うために、そして、深い悩みを抱える国民の法的ニーズに応えることができる専門職であるために、今年度もその資質を向上させるべく、会員を対象としたメンタルヘルスに関する研修会を開催する。

2) 若年層の自殺対策

15歳以上の青少年の死因の第1位は自殺という深刻な状況がある。思春期は精神的な安定を損ない易く、青年期は進学・就職等の環境の変化等から大きなストレスを受けている。また、いじめを原因とした自殺も発生する等、青少年の自殺対策は大きな課題である。

そこで、当ワーキングチームの事業として、今年度は大学におけるキャンパス相談担当部署との連携により、学生の抱える法律問題・メンタルヘルス問題に関する調査、研究を進めていく。また、発展的に学生向け法律相談の実施に向けた活動を行う。特に学生の大きな関心事であるアルバイト・就職といった労働分野を切り口としたアプローチについては、裁判事件受託推進委員会労働問題ワーキングチームとも共同で事業を推進する。

今年度の具体的な事業内容は次のとおりである。

- ①医療機関との連携による自殺未遂者等に対する相談事業の整備及び拡大
- ②医療機関関係者向けの勉強会の実施
- ③大学生の抱える法律問題・メンタルヘルス問題に関する調査・研究及びキャンパス相談担当部署との協働による学生向け法律相談の実施
- ④会員を対象とした自死対策に関する研修会の開催（3回）
- ⑤地域連携を深めるための支部単位での研修会等の企画及び開催
- ⑥地域自殺対策会議等への参加及び講師の派遣
- ⑦日本自殺予防学会・日本社会精神医学会その他自死問題に関する研修会等への参加
- ⑧複数専門家による自死対策に関する包括相談会への協力及び相談員派遣

(2) 生活再建支援問題ワーキングチーム

前年度まで貧困問題対策委員会として生活困窮者を支援する事業を行ってきたところであるが、今年度から、生活再建支援ワーキングチーム（以下「当ワーキングチーム」という）として、以下のとおり、従来の生活保護申請支援事業のほか、関連機関との連携等を図りつつ、無料相談会の開催・外部シンポジウム等への派遣を通じ、社会保障制度等に関する情報収集の実施、研修会・市民公開講座等の開催等により生活再建支援の推進

に努める。

1) 相談事業

①定例無料相談会

以下のとおり、定例無料相談会を実施する。なお、寿町無料相談会以外の定例無料相談会は、各相談会場側からの依頼に合わせて、委員及び相談員名簿の中から一般会員を派遣するという体制で実施する。

- i) 寿町無料相談会（毎月第3日曜日開催）及び年末年始越冬相談会（毎年12月29日から翌1月3日までの毎日を予定）
- ii) 無料低額宿泊所（ポルト湘南・茅ヶ崎、サンルーム新横浜・港北寮・青葉寮）、生活保護法上の更生施設（横浜市中心浩生館、甲突寮）、更生保護法上の更生保護施設（報徳更生寮、まこと寮、横浜力行舎）での相談会
- iii) 年末ワンストップ神奈川相談会への相談員派遣

毎年12月に、反貧困ネットワーク神奈川主催で、当会、神奈川県弁護士会、法テラス神奈川が共催し、司法書士を始め、弁護士・NPO法人役員・労組役員等の専門家が集まり、労働・法律・求職・医療等に関するワンストップ相談会を行っており、今年度も当ワーキングチームにて、相談員を募り、当該年末ワンストップ神奈川相談会へ相談員を派遣する。

②臨時（スポット）無料相談会

犯罪被害者が十分な経済的支援を受けられずに生活に困窮する実態も指摘されているところ、法務局の人権侵犯被害救済申立手続の理論と実務（相談会の実施方法・連携すべき機関とその連携の方法等、なぜ、司法書士が犯罪被害者支援を行うのか、どのように業務として行うのか等）の学習を踏まえた上で、臨時（スポット）無料相談会を開催する。

2) 生活再建支援に関する活動・調査研究

①外部シンポジウム派遣等

生活困窮者の生活再建支援を進めていくためにも、障害者施策や犯罪被害者救済支援等のほか、社会保障制度等に関するシンポジウムや公開講座等に参加し、情報収集・学習・研究等を進める。

②研修等の開催

司法書士が生活困窮者の支援等のためにどのような支援方法が考えられるのか、研修会等を開催する。

なお、今年度、関東ブロック司法書士会協議会主催の「市民公開講座」を当会が担当する予定となっており、その場合には、当ワーキングチームにおいて本テーマを採り上げる。

3) 関連機関等との連携

生活困窮者の生活再建支援を進めていくためにも、NPO法人・自治体等行政機関・任意団体などの関連機関等と連携し、同団体等の定例会や学習会等への参加や当該学習会等の周知や相談会の共催といった協働に

も努める。

(3) 高齢者及び子ども等の権利擁護ワーキングチーム

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年6月26日に公布され、翌年1月17日に施行された。同法第5条では、国民の責務として、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならないと規定されており、同年8月29日には、同法第8条に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

また、東京電力の福島第一原子力発電所の事故により横浜市に自主避難した中学1年の男子生徒がいじめを受けて不登校になった問題がマス・メディアで大々的に採り上げられたことも記憶に新しい。そこで、高齢者及び子ども等の権利擁護ワーキングチーム（以下「当ワーキングチーム」という）では、子どもをめぐる様々な権利侵害に対処すべく司法書士としてどのように対処できるかを調査・研究し、シンポジウム等の開催に繋がりたいと考えているところである。

なお、高齢者の権利擁護に資する事業として、これまで実施していた地域包括支援センターのケアマネジャー等を対象とした講師派遣事業は、今年度も引き続き当ワーキングチームが担当し、今後の展開について検討をする。

3. 法教育関連事業（法教育委員会）

法教育委員会（以下「当委員会」という）は、平成25年度に独立した委員会として発足し、4年が経過した。この間、基幹事業である高校生法律講座を中心に、小学生向けの公開講座を実施する等して、法教育事業を推進してきた。今年度も、従来の事業を踏襲しながら、対外的に当会の法教育事業をPRしていくために以下の事業を計画する。

(1) 高校生法律講座の実施

当委員会の基幹事業である高校生法律講座については、県下の高等学校（約240校）等に対して年3回案内文書を送付し、広く講座実施の募集をする。講師は広く会員から募集し、派遣する。また、教師向け講座や父兄対象の講座実施の要望にも可能な限り対応し、裾野を広げていく。

(2) 親子法律教室の実施

紙芝居を使用した小学生対象の『親子法律教室』は、毎年大変好評であるため、当委員会の主たる事業の一つとして、今後も年に一回以上開催する。また、今年度は、上記公開講座形式に加えて、県下の小学校に呼び掛けをし、要望のあった学校に対して出張講座形式で開催する。

(3) 中学高校生向け講座の実施

今年度は、中学高校生向けの体験型講座を実施する。「家計管理」をテーマとし、要望のあった学校に対して出張講座形式で開催する。

(4) HPを用いた委員会活動の広報

当会のHPにリンクした当委員会独自のHPがあるが、今年度は更に掲載

する情報等を追加・検討し、より充実したものにして、当会及び当委員会の事業をPRする。

(5) 外部シンポジウム等への委員派遣

法教育ネットワーク年次総会や法教育関連イベントのほか、他団体主催の関連シンポジウム等に委員を派遣し、情報収集・情報の伝達を行い、最新の情報を共有するとともに、今後の活動方向を考える一助としていく。

4. 法律扶助に関する事業（法テラス対策委員会）

(1) 法テラスとの関係強化

1) 定例協議会の開催

従来どおり、3箇月に1度の割合で、法テラス神奈川との協議会を実施し、法律扶助制度に関する協議を始め、法テラスに対する当会からの申入れ等を行う。また、法テラス川崎、法テラス小田原とも協議会を開催し、関係強化に向けて対応する。

2) 共催相談会の実施

今年度も、法テラスと共催にて相談会を実施するとともに、指定相談場所の整備等を行い、相談援助の利用促進を図るため、相談事業運営委員会と連携して対応する。

3) 外線転送電話の充実

法テラス神奈川と法テラス川崎から、直接転送にて電話を受け付けている外線転送電話については、昨年7月に、法テラス職員向けに事例報告会を実施して以降、件数の増加がみられる。件数の増加に合わせて、相談内容も多岐に及ぶため、引き続き関係委員会の協力を得るとともに、公募による相談員の募集等受入れ態勢の強化を図る。

前年度は、外線転送電話の取組を司法ソーシャルワークの実践的な事例として機会がある度にアピールしてきたが、今年度も引き続きモデルケースとしてアピールし、法テラスの民事法律扶助の対象となるよう、連合会等へも働き掛けを行う。

4) 事例検討会等の開催

前年度、外線転送電話に関する事例報告会を実施した。司法ソーシャルワークの導入に向けて、今年度もケース勉強会や事例検討会等、法テラス職員や他の関係機関とともに、連携強化を図る。

(2) 法テラス利用強化施策の実施

1) 契約司法書士数の増大

前年度は目標であった法テラス契約司法書士数400名を達成することができた。今年度は、契約者数を500名とすることを目標に、研修会の実施や、新人研修での案内等の施策を実施する。

2) 契約司法書士へのフォロー

契約司法書士数が順調に増加し、今後法テラスを初めて利用する会員

が増加することが見込まれるため、前年度から民事法律扶助の利用に関する不明点や疑問点等につき、メールや電話にて当委員会の委員がタイムリーに対応する運用を始めた。今年度からはこれを本格的に運用し、民事法律扶助の利用を促進する。

3) 法テラス利用促進グッズの作成

平成24年度に作成したクリアファイルについては、内容が一部変更になっているため、内容の更新を含め、民事法律扶助の利用促進に繋がる新たなグッズについて検討する。

4) 会則の改正の検討

民事法律扶助制度の積極的な利用を促すため、会則の改正も視野に入れて検討する。

(3) 外部への発信・意見交換

1) シンポジウム等の開催

綜合法律支援法が改正され、法テラスも司法ソーシャルワークに積極的に取り組むことが予定されているため、当会においても司法ソーシャルワークをテーマとしたシンポジウム等の企画を行う。前年度、法テラス地方協議会にて司法ソーシャルワークが取り上げられ、当会も主体的に関与した経験を踏まえ、更なる議論を深める契機とする。

2) 司法書士会法テラス担当者会議の開催

法テラスに関する担当部署が設置されている単位会に呼びかけて、担当者会議を実施する。連合会では法テラス地方事務所の司法書士副所長を集めた会議は実施されているが、単位会の法テラスの担当部署が情報交換する機会はない。そこで、関東ブロックの単位会を中心に意見交換する場を設ける。

5. 空家問題に関する事業（空家問題対策委員会）

空家問題については、平成25年から前年度まで、空家問題に司法書士がどのように関わることができるかにつき、調査及び研究をしてきたが、今年度は、以下のとおり、国民に対して法的サービスを提供する事業として活動していく。

なお、震災復興や公共事業のボトルネックとなっている相続未登記問題についても、当委員会が扱うこととし、いわゆる所有者不明土地問題を解決することこそが、空家問題の解決の一助になるものと考えられることから、昨年度後半から実施された「相続登記ホットライン」とともに、オール神奈川で司法書士の専門性を活用して相続未登記問題に取り組む。

(1) 空家問題ワーキングチーム

今年度から、法務総合事業部に移行することに伴い、4名の委員で空家問題ワーキングチームを組成し、とりわけ相続未登記の空家問題の減少に向けて取り組む。

まず、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定する協議会の構成員となった会員から情報収集し、神奈川県下の市町村における空家問題

に対処できるようにするとともに、各市町村との協定の締結を推進する。

また、市町村から当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査の委託を受けた際の態勢を整えるほか、近隣空家で困っている地域住民の支援として、簡易裁判所における一般民事調停事件を活用した空家の所有者の戸籍調査のスキームを普及させる。その他、省庁や地方公共団体等との意見交換を通じ、空家問題に関する情報収集に努め、関係市区町村へ働きかけて、増加する空家予防の講演活動や勉強会を実施、空家予防のための啓発活動のための地域包括支援センターへの出前講座、横浜地方法務局と連携して空家に関する相談会を開催する等で委員のみならず、会員全体で空家問題に取り組む。

(2) 相続登記受託推進ワーキングチーム

残りの委員4名を相続登記受託推進ワーキングチームに充て、国民に対する相続登記の申請の啓発活動の一環として、地域包括支援センターへの出前講座や横浜地方法務局と連携した相談会を実施する。

<業務関係法規・業務改善に関する調査及び研究>

1. 登記実務検討及び受託推進委員会

司法書士が登記実務専門家であることの確立を目指し、以下のとおりの事業を行う。なお、横浜地方法務局との実務レベルでの協議の場である「横浜地方法務局権利・商業法人登記適正処理委員会」を通じて登記事務に関する協議、提言、意見交換を行う。

(1) 登記実務検討ワーキングチーム

- 1) 登記実務に関する検討を行い、会員に情報提供する
- 2) 登記実務に関連する法改正及び政省令改正に関する検討及び提言
- 3) 法定相続情報証明制度の施行を控え、同制度の担い手として司法書士の活用を周知する等、受託推進のための企画及び研究を行う
- 4) 登記実務に関する研修会を企画する

(2) 受託推進ワーキングチーム

- 1) 法務局と連携した商業法人登記相談会の実施
- 2) 商業法人登記に特化した電話による相談窓口開設の可否及びその方法の調査、研究
- 3) 商業法人登記・不動産登記・信託に関する登記等の受託推進のための企画

2. 裁判事件の受託の推進（裁判事件受託推進委員会）

簡裁訴訟代理等関係業務を通じて司法書士による国民の権利擁護を実現すべく、特定分野に精通する会員を育成し、一人でも多くの会員が裁判書類作成関

係業務や簡裁訴訟代理等関係業務を受託するために、研修事業を中心に以下の事業を行う。

(1) 本人訴訟の手引改訂ワーキングチーム

- 1) 当会が平成5年に初版を発刊した「本人訴訟の手引」を現代版に改訂し会員に提供する
- 2) 裁判書類作成関係業務に関する研修会を企画する
- 3) その他裁判書類作成関係業務の受託推進のための企画及び研究を行う

(2) 家事事件受託推進ワーキングチーム

- 1) 家事事件の受託推進のための企画及び研究を行い、研修会を実施
- 2) 財産管理人名簿及び遺言執行者名簿の更新及び活用の検討

(3) 民事事件受託推進ワーキングチーム

- 1) 訴額が140万円以下の簡易裁判所を管轄とする民事紛争の典型的な事件（建物明渡請求事件・請負代金請求事件・貸金返還請求・敷金返還請求事件・少額訴訟債権執行等）の受託推進のための企画及び研究を行い、研修会を実施
- 2) 支部からの要請により民事事件受託推進ワーキングチームの委員を講師として派遣

(4) 交通事故事件受託推進ワーキングチーム

- 1) 交通事故の事件の受託推進のための企画及び研究を行い、研修会を実施
- 2) 支部の要請により交通事故事件受託推進ワーキングチームの委員を講師として派遣

(5) 特商法等問題ワーキングチーム

前年度まで消費者問題等対策委員会にて検討してきた消費者問題を今年度からは特商法等問題ワーキングチーム（以下「当ワーキングチーム」という。）にて取り扱う。

- 1) 消費者問題関係事件の受託推進のための企画及び研究を行い、研修会を実施
- 2) 支部の要請により当ワーキングチームの委員を講師として派遣
- 3) 消費者問題を抱えている国民に対してリアルタイムに対応できるように、110番（無料電話相談会）の開催を企画

(6) 労働問題ワーキングチーム

前年度まで労働問題対策委員会にて①労働トラブル解決支援、②ワークルールに関する教育・啓発活動、③労働法制に関する意見提言の諸事業に取

り組んできたが、今年度からは労働問題ワーキングチーム（以下「当ワーキングチーム」という。）にて特に①について取り組むこととする。

- 1) 労働問題関係事件の受託推進のための企画及び研究を行い、研修会を実施
- 2) 支部の要請により当ワーキングチームの委員を講師として派遣
- 3) 労働問題を抱えている国民に対してリアルタイムに対応できるように、必要に応じて110番（無料電話相談会）の開催を企画
- 4) 社会問題対策委員会（自死・医療現場問題ワーキングチーム）と連携し、アルバイト相談会（出張相談会）を横浜市立大学において実施

3. 財産管理業務推進委員会

(1) 会員への情報提供に関する事業

会員の遺産承継業務を支援するために研修会を開催し、特定のテーマについて議論をし、質疑応答の時間を設けることで、会員のスキルアップや新たな分野に取り組むきっかけ作りを提供する。

(2) 情報収集に関する事業

前年度に開催した全国規模の意見交換会を踏まえ、積極的に財産管理業務に取り組んでいる単位会（例えば滋賀県会、兵庫県会など）と個別に意見交換をし、会員に還元できる題材に向けた調査・検討を行う。

また、全国レベルでの意見交換会を継続させ、共通の問題点を整理・検討する。

(3) 新しい取組に関する事業

相続開始後の業務である遺産承継業務に限らず、相続開始前の財産管理業務や民事信託等新しい検討課題についても研究し、会員に有益な情報提供の準備をする。

<広報活動に関する事業>

1. 司法書士制度の広報

(1) 司法書士制度の広報活動

- ①各地行政機関へのアピール、啓発活動
- ②市民公開シンポジウムの開催
- ③HPのコンテンツ改訂・拡充
- ④広報素材の作成
- ⑤制度認知、拡大ポスターの作成

2. 当会事業の広報

(1) 事業部・企画部事業の広報支援

- ①各部署のチラシ・ポスター作成
 - ②各種催事の広報
- (2) 相談会等の広報
- ①法の日相談会広告
 - ②相続登記ホットライン広告
- (3) メディア対応
- ①各種ニュースリリース
 - ②プレスセミナー・記者対策
- (4) 支部事業の広報支援
- ①支部フェイスブック支援

<研修に関する事業>

研修部は、国民の権利を保護し、社会の秩序と安全な商取引に寄与するため、①業務スキルの養成、②公正な職務と倫理の保持、さらに③専門性の構築による付加価値の向上を目的として、「会員研修委員会」「新人研修委員会」「特別研修委員会」の3つの委員会のもと、次のとおり研修事業を行うものとする。

1. 会員研修委員会 会員研修会

(1) 単位制研修（会員研修会）補助者研修会の実施

次のとおり、会員の資質向上と専門性を高めるために会員に対する単位制研修会（会員研修会）及び補助者に対する研修会を実施する。

[研修時期、回数等]

会員研修会として年7回程度（生講義）、倫理研修1回、補助者研修1回を開催する予定とする。なお、会員の利便性を考慮し可能な限り同時配信研修を行う。

[研修内容]

研修内容は、多様化した司法書士業務の各分野をバランスよく取り上げ、時勢に即したものとする。

（平成29年度会員研修会予定）※但し変更の可能性あり

1) 会員研修会（生講義） 7回程度

- 第1回会員研修会 平成29年4月22日（土）午前10時～午後5時
- 第2回会員研修会 平成29年5月11日（木）午後6時～午後9時
- 第3回会員研修会 平成29年6月23日（金）午後6時～午後9時
- 第4回会員研修会 平成29年7月21日（金）午後6時～午後9時
- 第5回会員研修会 平成29年8月5日（土）午前10時～午後5時

2) 倫理研修 1回

3) 補助者研修 1回

(2) 年次制研修について 職業倫理保持のための年次制研修は、日司連会員研修規則において義務研修とされているため、その実施について、神奈川県会として協力する。今年度の年次制研修の実施予定日は次のとおりである。
神奈川県会主催 平成29年10月21日(土)

2. 新人研修委員会

(1) 実践司法書士講座 実践司法書士講座については、研修生が司法書士の職責を理解し、適正な執務姿勢や実務処理の方法を習得するための実務に直結した研修を基本とし、さらに、法律実務家として、倫理や人権意識を養う研修を実施する。

(2) 配属研修 配属研修については、実務との関連性を意識した知識習得ができるように配慮し、研修期間を5週間程度として実施する。

3. 特別研修委員会

例年どおり、日本司法書士会連合会の実施する特別研修に協力する。

4. 研修部人材育成制度

他部、委員会と重複する事業のため、廃止とする。

<調停センターに関する事業>

1. 基本方針 ADRは制度発足以来、各事業体で試行錯誤を続けており、未だわが国の社会に完全に根付いた状況であるとは言い難い。制度は利用者のために存在するとの原点に立ち、制度を運営しながら改善を続ける時期であると認識している。当センターは、平成20年に法務省の認証を全国の司法書士会の中で最初に取得しており、昨年度も愛知会から当センターとの意見交換を求められるなど当センターの動向は全国の司法書士会ADRにも相当の影響を与えることを自覚しつつ、制度充実を図っていきたい。

2. 具体的な活動計画

(1) 調停事件の増加に向けて 事前相談の件数は平均月3件は存在しているが、調停申し込みに至らない状況が続いている。事前相談の具体的な対応状況をチェックすることにより、対応に工夫が足りないケースが相当数見受けられることが分かった。そのため、事前相談を担当する事件管理者のスキルアップのため、実践的なマニュアルの作成を行った。今年度は、この教材を利用しながら研修あるいは事例検討会を催し、マニュアルのさらなる充実を図り、事前相談の向上に努めたい。

平成28年度は、社会保険労務士会の調停センターと合同で相談会を開催した。今年度も、多種多様な他機関と協働した研修会や相談会を企画実施し、他機関との交流を進めることにより、お互いに紹介事件を増やす方向性を探っていきたい。

(2) 仲裁の実施に向けての取り組み

当会は日司連の仲裁モデル会になっており、これまでは日司連主催の研修に参加するなどの準備をしてきたが、今年度から本格的に実施するための基盤作りに着手したい。具体的には、仲裁人研修による人材育成と、調停センターの組織あるいは規則等の見直しが必要である。

(3) 弁護士助言方式の検討

当センターは、これまで認定司法書士のみを手続き実施者とし、弁護士助言のない、取り扱う事件の対象を140万円以下の民事事件に限ってきた。これまでの実績をもとに、今年度から取り扱える事件の範囲をより拡大するべく、弁護士助言方式のセンターとする方向性も探る。

(4) 調停人等人材育成について

調停人養成講座及び事件管理者養成講座を実施する。当センターの当該講座はすでに実績を蓄積していることから、他の司法書士会や他団体からも参加者を募り、すそ野を広げるとともに社会的な認知の実質的な広がりにつなげていく。

<非司法書士排除活動に関する事業>

1. 平成29年度事業計画要綱（目次）

- (1) 違反者に対する監視及び警告の継続
- (2) 法務局実態調査実施方法の再検討及び実施
- (3) 他団体への申し入れ
- (4) 附則

2. 詳細

(1) 違反者に対する監視及び警告の継続

平成28年度は、事業計画に則った方法により違反者に対する監視と警告を行ってきたところ、警告に従いサイトの記載を改める者が続出し、確かな成果を挙げることができた。また、警告を無視する違反者については、当該対象者が所属する単位会へ申し入れをすることにより指導改善を促したところ間接的ではあるが結果的にサイトの記載を改めさせることに成功した事例もある。今年度は、この路線を継続しソリューションの円熟を図るつもりである。

(2) 法務局実態調査実施方法の再検討及び実施

平成27年度及び平成28年度は、法務局実態調査の実施規模を拡大し、大きな成果を挙げることができた。法務局からも当会の取組と姿勢を歓迎する姿勢が示されているため、今年度も同等の規模で継続して円滑に実態調査へ向けて準備する予定である。また、協力調査員の人員確保の方法については、新しく考えなければならない時期に差し掛かっている。と言うのも、従前は実施庁の管轄支部長の人脈を頼りに協力調査員の協力を仰いできたが、毎度、支部長各位に多大なる負担を強いることになっていた。

今年度は、具体的に協力調査員の協力を仰ぐ際は、委員会主導で行う方法を検討している。

(3) 他団体への申し入れ

違反者の業種がAとした場合、都道府県ごとの所属A会に対し改善指導を求める申し入れを行うことは平成28年度事業計画のひとつであったところ、実際行ったことにより先方からの会合の打診を受け、意見交換の場が設けられる等の成果を挙げることができた。会合は、当委員会の活動を直接周知できる有意義なものとなったため、今年度も違反者の所属A会を通じて指導改善を促す方法を柱として掲げる。

(4) 附則

当委員会は、上記3行を柱に今年度も活動するつもりであるが、当委員会の存在意義は、司法書士制度が存続するために、切り離せない側面があるため、今後も、常に効果的な対策を検討し、実践したい。同時に、警告を受けた違反者からの理不尽な反撃の可能性、及び危険性についての認識は常に持ち続けたい。警告を行う際は、上記反撃等が神奈川県司法書士会館、すなわち、常駐する職員に向けられることがないように、可及的に配慮を尽くすことを常に念頭に置いて活動して参る所存である。

<防災対策・危機管理に関する事業>

1. 事業継続計画マニュアル作成（BCP）

神奈川県内にて地震などの自然災害が発生した場合、災害の規模によっては司法書士会の管理機能が著しく低下することが考えられ、会員の安否確認や、会館内に残っている者の安全確保、また、二次災害の防止、更に復旧に向けた速やかな対応などが懸案となる。

そのため、災害が発生した場合に、司法書士会としての機能の早期復旧を図り、各会員の安否確認及び事業の継続に期するため、平常時に行うべき必要な準備及び災害発生時の対応方法・手段などの計画案を検討し作成する。

2. 避難訓練

司法書士会館内にて被災した場合にどのような行動をとるべきなのかを事前に訓練しておくことで実際に災害に遭遇した時に落ち着いた行動ができるよう昨年に引き続き避難訓練を行う。また、司法書士会館以外にも研修等で利用する機会が多い施設についても避難経路の確認などを事前に確認し、対応を行う。

3. 安否確認

災害発生時に会員の状況を早期に把握する為に安否確認システムによるメールの一斉送信を昨年に引き続き行う。

一斉送信メールの送信内容について、会員の状況を把握できるような内容となるよう検討し、変更する。

4. 危険個所の対応

発災時の被害を最小限に留めるため、会館内を整理整頓し避難経路を確保す

ると共に、できるだけ危険箇所を減らせるよう対策を行う。